

# 児童福祉施設変更届出等について

資料3-5

## 川崎市への届出が必要な変更事項

変更内容	提出書類	添付書類	根拠法令	提出時期	備考	様式
施設長	児童福祉施設変更届	・新施設長の履歴書 ・新施設長の資格証	児童福祉法施行規則 第37条第6項	事前		あり
	特定教育・保育施設確認 変更届	・新施設長の履歴書 ・新施設長の資格証 ・誓約書	子ども・子育て支援法 施行規則第33条第1項			あり
法人代表者	児童福祉施設変更届	・理事会等の議事録の写し等 (今般の変更が分かるもの)	児童福祉法施行規則 第37条第6項	事前		あり
	特定教育・保育施設確認 変更届	・理事会等の議事録の写し等 ・誓約書	子ども・子育て支援法 施行規則第33条第1項		誓約書は、対象者の「署名」または「記名・押印」、設置 者の押印が必要	あり
法人役員	特定教育・保育施設確認 変更届	・理事会等の議事録の写し等 ・誓約書	子ども・子育て支援法 施行規則第33条第1項		誓約書は、対象者の「署名」または「記名・押印」、設置 者の押印が必要	あり
法人の名称・住所	児童福祉施設変更届	・理事会等の議事録の写し等	児童福祉法施行規則 第37条第5項	変更のあった日から 起算して一月以内		あり
	特定教育・保育施設確認 変更届	・理事会等の議事録の写し等	子ども・子育て支援法 施行規則第33条第1項			あり
定款・寄附行為・ 登記事項証明書 及びその他の規約	児童福祉施設変更届	・変更前、後の該当文書 ・新旧対照表	児童福祉法施行規則 第37条第5項	変更のあった日から 起算して一月以内		あり
	特定教育・保育施設確認 変更届	・変更前、後の該当文書 ・新旧対照表	子ども・子育て支援法 施行規則第33条第1項		市長村長が、インターネットを利用して当該事項を閲 覧することができる場合は提出不要。(登記事項証明 書を除く)	あり
運営規程	児童福祉施設変更届	・変更前、後の運営規程 ・新旧対照表	児童福祉法施行規則 第37条第6項	事前	施設の名称・場所・定員・保育時間・設備の規模等 の変更は、事前協議にて市の承認を受けた後に提出。	あり
重要事項説明書	特定教育・保育施設確認 変更届	・変更前、後の重要事項説明書 ・新旧対照表	子ども・子育て支援法 施行規則第33条第1項		施設の名称・場所・定員・保育時間・設備の概要等 の変更は、事前協議にて市の承認を受けた後に提出。	あり
運営の方法(調理 業務の委託・直営化)	児童福祉施設変更届	・委託契約書の写し ・その他関係書類	児童福祉法施行規則 第37条第6項	事前	重要事項説明書等の変更があった場合にはその届出 も必要。参考資料「保育所における調理業務の委託について」	あり